

## 官庁営繕事業に係る再評価手法（案） 新旧対照表

| 改定案  | 現行   |
|--|--|
| <p data-bbox="450 248 898 284" style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る再評価手法</p> <p data-bbox="421 344 1111 427" style="text-align: center;">平成 23 年 3 月 31 日 国営施第 30 号<br/>最終改定 <u>令和 8 年 月 日 国営施第 号</u></p> <p data-bbox="255 485 412 520">(1. 略)</p> <p data-bbox="241 580 497 616"><b>2. 再評価の手順</b></p> <p data-bbox="271 628 1099 900">官庁営繕事業に係る再評価は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」(<u>令和 7 年 9 月 18 日付け国官総第 105 号、国官技第 174 号</u>) (以下「実施要領」という。) 第 5 の 4 の考え方を踏まえ、別紙に示す手順により行い、実施要領第 4 の 1 (3) に示される対応方針又は対応方針 (案) を取りまとめる。</p> <p data-bbox="241 960 528 995"><b>3. 再評価の考え方</b></p> <p data-bbox="271 1008 1099 1091">実施要領第 5 の 3 に定められた「再評価の視点」からの再評価の考え方は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="255 1152 752 1187"><b>(1) 事業の必要性等に関する視点</b></p> <p data-bbox="304 1200 1099 1372">事業採択時の事業計画 (再評価を実施した事業については、前回再評価時の事業計画。以下「現計画」という。) 又は事業計画の<u>改善案</u> (以下「<u>改善案</u>」という。) を対象として事業継続の妥当性を次表の項目ごと</p> | <p data-bbox="1346 248 1794 284" style="text-align: center;">官庁営繕事業に係る再評価手法</p> <p data-bbox="1317 344 2007 427" style="text-align: center;">平成 23 年 3 月 31 日 国営施第 30 号<br/>最終改定 <u>平成 30 年 3 月 30 日 国営施第 30 号</u></p> <p data-bbox="1151 485 1308 520">(1. 略)</p> <p data-bbox="1137 580 1393 616"><b>2. 再評価の手順</b></p> <p data-bbox="1167 628 1995 900">官庁営繕事業に係る再評価は、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」(<u>平成 30 年 3 月 30 日付け国官総第 287 号、国官技第 305 号</u>) (以下「実施要領」という。) 第 5 の 4 の考え方を踏まえ、別紙に示す手順により行い、実施要領第 4 の 1 (3) に示される対応方針又は対応方針 (案) を取りまとめる。</p> <p data-bbox="1137 960 1424 995"><b>3. 再評価の考え方</b></p> <p data-bbox="1167 1008 1995 1091">実施要領第 5 の 3 に定められた「再評価の視点」からの再評価の考え方は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1151 1152 1648 1187"><b>(1) 事業の必要性等に関する視点</b></p> <p data-bbox="1200 1200 1995 1372">事業採択時の事業計画 (再評価を実施した事業については、前回再評価時の事業計画。以下「現計画」という。) 又は事業計画の<u>見直し案</u> (以下「<u>見直し案</u>」という。) を対象として事業継続の妥当性を次表の項目ごとに検討又</p> |

に検討又は確認を行って判断する。

| 項目               | 検討・確認の内容   |
|------------------|--|
| ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 | 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。 |
| ②事業の投資効果         | 事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。                      |
| ③事業の進捗状況         | 事業の進捗率はどの程度か。残事業の内容等はどうか。  |

## (2) 事業の進捗の見込みの視点

現計画又は改善案を対象として事業継続の妥当性を今後の事業の進捗の見込みから判断する。

## (3) 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

現計画を対象として以下の視点から検討する。

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請

は確認を行って判断する。

| 項目               | 検討・確認の内容   |
|------------------|--|
| ①事業を巡る社会経済情勢等の変化 | 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢などに変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。 |
| ②事業の投資効果         | 事業の投資効果に変化があるか。変化がある場合、その変化が事業継続の妥当性に影響するか。                      |
| ③事業の進捗状況         | 事業の進捗率はどの程度か。残事業の内容等はどうか。  |

## (2) 事業の進捗の見込みの視点

現計画又は見直し案を対象として事業継続の妥当性を今後の事業の進捗の見込みから判断する。

## (3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性について検討する。

- ・地元協議や新たなニーズへの対応などによる事業実施環境の変化
- ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化
- ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト削減や代替案の立案

(4. 及び5. 略)

#### 6. その他

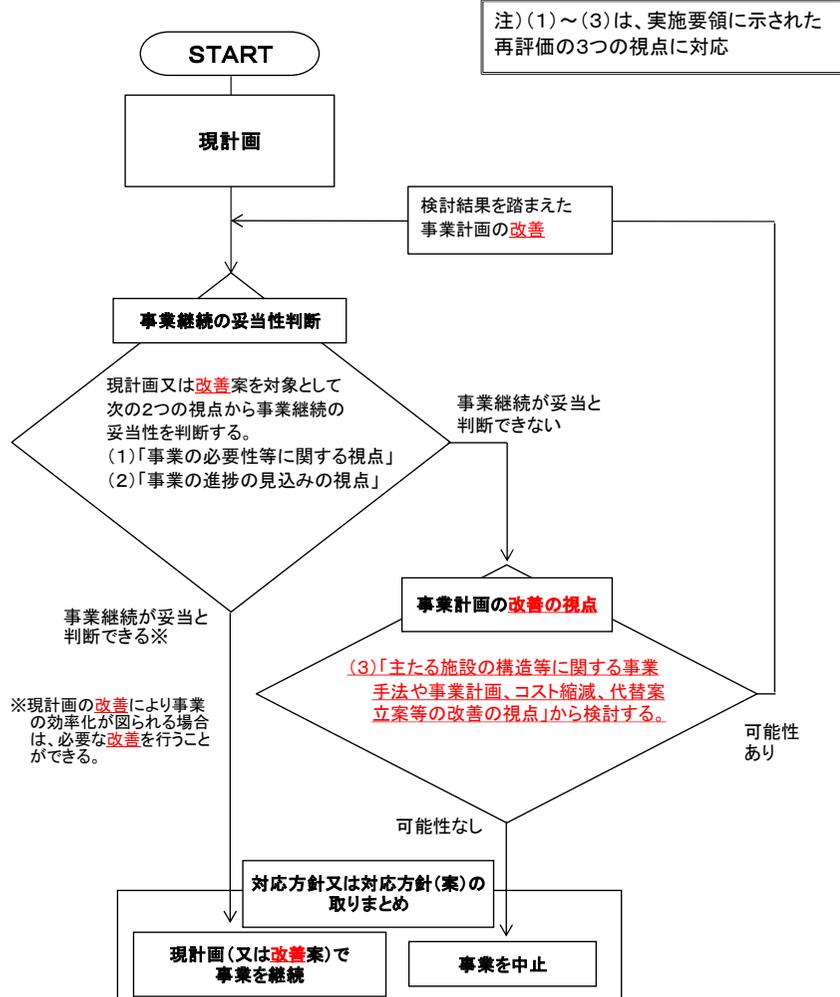
本手法は、令和8年 月 日から施行する。

(4. 及び5. 略)

#### 6. その他

本手法は、平成30年3月30日から施行する。

官庁営繕事業に係る再評価の実施手順



官庁営繕事業に係る再評価の実施手順

